

「上場有価証券等書面」の改訂について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">上場有価証券等書面 (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 (現行どおり)</p> <p><u>レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点</u> <u>上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN(※4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。</u> ・<u>上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。</u> ・<u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。</u> <p>当社の概要 (現行どおり)</p> <p>※1～※3 (現行どおり)</p> <p>※4「上場有価証券等」には、特定の指標(以下、「原指数」といいます。)の日々の上昇率・下落率(連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託(以下「ETF」といいます。)及び指数連動証券(以下、「ETN」といいます。))が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+(プラス)1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-(マイナス)のもの(マイナス1倍以内のものを含みます)を「インバース型」といいます。</p> <p>※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">上場有価証券等書面 (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(省略)</p> <p>上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要 (省略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>当社の概要 (省略)</p> <p>※1～※3 (省略)</p> <p>※4 <u>本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>(省略)</p>